

## ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）

愛称：ワールドプライム

## ポートフォリオの状況（2024年3月末時点）

2024年4月15日

当ファンドの現物債券ポートフォリオの状況をご報告します。（2024年3月29日時点）

| 発行体国籍等   | 合計    | ソブリン  |       | 金融機関 | 非金融機関 |
|----------|-------|-------|-------|------|-------|
|          |       |       | うち国債  |      |       |
| アメリカ     | 18.8% | 13.9% | 11.4% | 0.6% | 4.2%  |
| カナダ      | 14.9% | 10.2% | 2.8%  | 3.2% | 1.5%  |
| オーストラリア  | 11.8% | 9.5%  | 2.7%  | 1.7% | 0.6%  |
| イギリス     | 9.9%  | 9.9%  | 9.9%  | —    | —     |
| フランス     | 6.1%  | 3.9%  | 3.9%  | 2.2% | —     |
| スペイン     | 5.1%  | 5.1%  | 5.1%  | —    | —     |
| 国際機関     | 4.7%  | 4.7%  | —     | —    | —     |
| ノルウェー    | 4.3%  | 3.6%  | 2.3%  | 0.3% | 0.4%  |
| ベルギー     | 4.1%  | 4.1%  | 4.1%  | —    | —     |
| デンマーク    | 4.0%  | 4.0%  | 4.0%  | —    | —     |
| ドイツ      | 3.5%  | 3.5%  | 0.0%  | —    | —     |
| ポーランド    | 2.2%  | 2.2%  | 2.2%  | —    | —     |
| スウェーデン   | 2.1%  | 1.3%  | 0.8%  | —    | 0.8%  |
| アイルランド   | 1.4%  | 1.4%  | 1.4%  | —    | —     |
| ニュージーランド | 1.3%  | 0.5%  | —     | 0.8% | —     |
| チェコ      | 1.3%  | 1.3%  | 1.3%  | —    | —     |
| オランダ     | 0.7%  | —     | —     | 0.7% | —     |
| 合計       | 96.3% | 79.3% | 52.0% | 9.7% | 7.4%  |

※上記比率は、純資産総額に対するものです。

※比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※ソブリンとは、国債、国際機関債、州債等、または政府機関債をいいます。

※国際機関とは、1カ国の政府機関に分類できない機関の総称です。

※金融機関とは金融機関債、非金融機関とは一般事業債をいいます。

## 収益分配金に関する留意事項

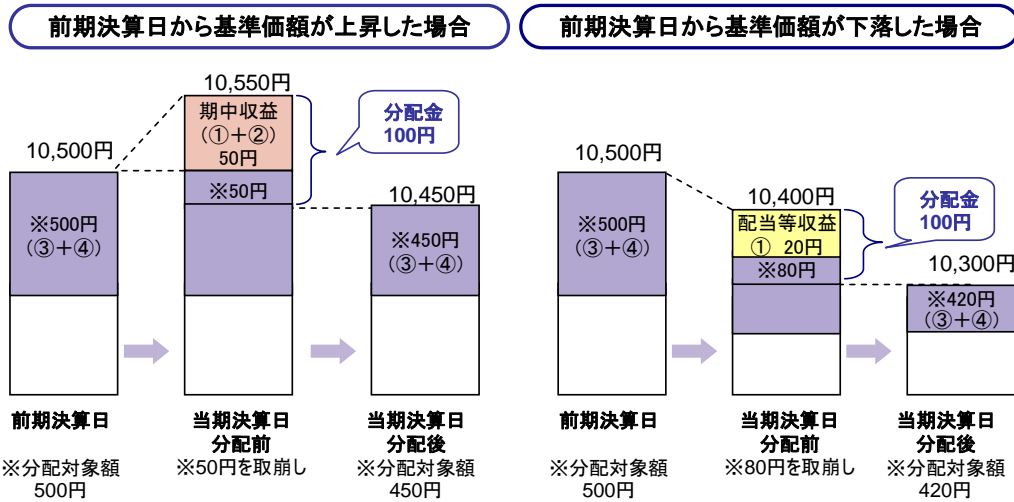
- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

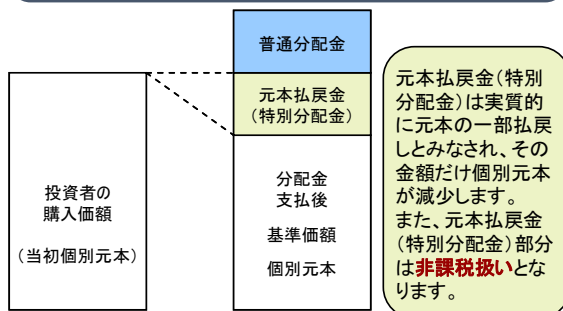
### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



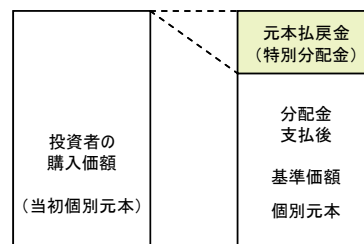
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

・外貨建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

・通貨を分散し、外貨建ての公社債等に投資します。

・投資する公社債等の格付けは、取得時において AA 格相当以上※1 とすることを基本とします。ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて投資する国家機関等の公社債等（注）については、取得時において A 格相当以上※2 とすることを基本とします。

（注）「国家機関等の公社債等」とは、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等をいいます。

※1 ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上

（ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上もしくはフィッチで AA- 以上）

※2 ムーディーズで A3 以上または S&P で A- 以上

## 投資リスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 公社債の価格変動<br>（価格変動リスク・信用リスク） | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。  |
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。   |
| その他                         | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。  |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                      | 費用の内容                                  |
|---------|--|--|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>2.2% (税抜2.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                   | —                                      |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                              | 料率等   | 費用の内容   |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
|------------------------------|---|---|---------|------|------|------------|---------|---------|---------|-------------------------|---------|---------|--------------|---------|---------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)             | <u>年率1.375%</u><br>( <u>税抜1.25%</u> )   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 委託会社                         | 配分については、<br>下記参照  | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 販売会社                         |   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 受託会社                         |   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。  |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
|                              | <table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;運用管理費用の配分&gt;<br/>(税抜) (注1) (※)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>年率0.50%</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="3">年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上<br/>1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.45%</td> <td>年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td> <td>年率0.40%</td> <td>年率0.80%</td> </tr> </tbody> </table> | <運用管理費用の配分><br>(税抜) (注1) (※)  | 委託会社    | 販売会社 | 受託会社 | 300億円未満の場合 | 年率0.50% | 年率0.70% | 年率0.05% | 300億円以上<br>1,000億円未満の場合 | 年率0.45% | 年率0.75% | 1,000億円以上の場合 | 年率0.40% | 年率0.80% |  |
| <運用管理費用の配分><br>(税抜) (注1) (※) | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社    |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 300億円未満の場合                   | 年率0.50%   | 年率0.70%   | 年率0.05% |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 300億円以上<br>1,000億円未満の場合      | 年率0.45%   | 年率0.75%   |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| 1,000億円以上の場合                 | 年率0.40%   | 年率0.80%   |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |
| その他の費用・<br>手数料               | (注2)  | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |         |      |      |            |         |         |         |                         |         |         |              |         |         |  |

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## お申込みメモ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。   |
| 換金単位               | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。   |
| 申込受付中止日            | シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。   |
| 申込締切時間             | 午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものの）  |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。  |
| スイッチング（乗換え）        | 「毎月分配型」と「年 2 回決算型」の間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。  |
| 繰上償還               | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき     |
| 収益分配               | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                    |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

「投資信託説明書（交付目論見書）」のご請求・お申込みは…

## 大和証券

Daiwa Securities

〈販売会社〉

商号等 大和証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
一般社団法人日本STO協会

設定・運用は…

## 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

## 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。